

# 「歯科技工士問題の改善を目指して」

## 第2章 歯科技工士という資格

### 1 資格（業務内容）

歯科技工は歯科医師と歯科技工士だけに認められています。

#### 歯科技工士法

##### 第1章 総則

（用語の定義）

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

##### 第4章 業務

（禁止行為）

第17条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

（業務上の注意）

第20条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

法律の定義上は、歯科医師自らが患者のために行う歯科技工様の業務は、「歯科技工」ではありません。同じような行為であっても、歯科医師が行えば「医療行為」であり、歯科技工士が行えば「歯科技工」となります。

また、歯科技工士は、直接患者と対面して、治療様行為を行うことは禁止されています。日本においては、歯科技工士は、現在の法律では直接患者に触ることができませんが、ヨーロッパの一部などでは、臨床歯科技工士（clinical dental technicians）が、患者に義歯を提供して報酬を受けることが認められています。もちろん、そうするためには教育制度の抜本の見直しも必要となるでしょうし、部分床義歯の場合の、鉤歯の調整などをどうするかなど課題はありますが、将来的には検討しても良い制度かもしれません。疾病、障害の診査・診断から義歯を使った機能訓練に至るリハビリテーションは歯科医が行い、義歯の調製は臨床歯科技工士が担うという分業の考え方もあります。

また、歯科技工士が歯科技工を行うには歯科医師が発行した技工指示書が必要になります。

#### 歯科技工士法

##### (歯科技工指示書)

第18条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでない。

##### (指示書の保存義務)

第19条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して2年間、保存しなければならない。

ここで問題となるのは、いわゆる下請け、孫受け歯科技工所の存在です。

歯科技工所が歯科医院から受けた歯科技工物を、再度別の(下請け)歯科技工所に委託することが、技工料金を引き下げの一因となっていることが指摘されています。しかも、その多くが、歯科医院の知らないところで再委託されていると聞きます。

(Aという歯科医師から受けた歯科技工物の製作をB歯科技工所が行う場合、A歯科医師が書いた指示書によって行うことが必要ですが、厳密に言えば、歯科医師には技工指示書を発行する義務はなく《法律のどこにも書いてありません》、歯科技工士側に技工指示書によって歯科技工を行う義務があるだけなのです。歯科医師に発行義務がなくとも、実質的には問題がないため、上の条文だけで運用されています。)

B歯科技工所から、C歯科技工所に下請け技工を依頼した場合は、C歯科技工所はB歯科技工所が書いた技工指示書で歯科技工を行うことはできません。B歯科技工所がC歯科技工所に出すときはB歯科技工所が指示書を出すのではなくて、A歯科医師がB歯科技工所とC歯科技工所に二枚の歯科技工指示書を出すか、もしくは一枚の歯科技工指示書にB歯科技工所とC歯科技工所を連記することが必要です。

下請け技工所、孫受け技工所が、低技工料金の原因の一つであるとも言われている中、指示書の指示先を徹底することで、あるいは、それに対応した技工指示書の様式にすることで、一部のダンピングに走る歯科技工所の技工料金引き下げ行為をある程度は抑制することができる可能性があるのではないのでしょうか。

#### 歯科技工士法施行規則

##### 第三章 指示書及び歯科技工所

##### (指示書)

第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 設計
- 二 作成の方法
- 三 使用材料
- 四 発行の年月日
- 五 発行した歯科医師の住所及び氏名
- 六 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称

## 2 技工料

歯科技工士の業務内容は、上に書いたとおりです。では、歯科技工士がその業務によって受け取る報酬は、どのようになっているのでしょうか。

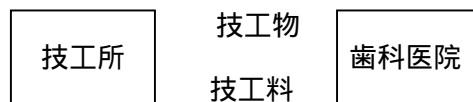
先述のように、歯科技工士は、いくつかの就労形態が分かれています。このため技工所経営者と勤務歯科技工士では、受け取る報酬の形は違ってきます。また、技工所としての「売上」と、歯科技工士としての報酬も会計科目としては、全くの別物になります。

歯科技工士の働く場所は、技工所・診療所・病院です。勤務歯科技工士の報酬は、その歯科技工士を雇っている医療機関、あるいは歯科技工所からの賃金です。給与には、固定給与と歩合給がありますが、おそらく、分業化・効率化の進んでいる規模の大きい歯科技工所に勤務する歯科技工士の場合は、固定給が多いのではないのでしょうか。このようなケースでは、一つの技工物に何人かの歯科技工士の手が入りますから、技工物一つ一つの技工料金から歯科技工士の給与を決めることはできません。歯科技工所全体の収支から歯科技工士の給与が決定されるでしょう。例えば、歯科衛生士の場合、その多くが歯科医院に勤務していますが、スケーリングの点数は決まっていますが、スケーリングを一回やったからいくらというような給与形態にはなっていないことと同様なのだと思います。

技工所の経営者の報酬は、経営する技工所の利益ということになります。技工所の形態で、その言い方も変わります。技工所にある程度の規模があり法人（会社）になっている場合は、役員報酬になりますし、個人事業主の場合は、技工所の売上から経費を引いたものがそのままその事業主の所得になります。

技工所の歯科技工士の報酬の大元は、技工所の売上です。その売上のほとんどが、通称「技工料」と呼ばれるものです。技工所で、歯科技工士が作成した技工物を歯科医院に「売る」時に、通常「ひとついくら」と決められているのが技工料です。

技工料は、歯科技工士の業務の性格上、歯科医院（病院）からしか支払われません。患者が自分の口の中に入れる技工物の費用を直接支払うことは、通常ありえないことです。



歯科技工所の製品は技工物だけでありその売上は歯科医院からしか得られないというのが現況です。では、その技工料の「ひとついくら」がどう決まるのかを次章で考えてみます。

2010年 8月吉日

NPO法人 みんなの歯科ネットワーク

TEAM Minerva

**MINNA**  
みんなの歯科ネットワーク